平成２６年（フ）第８６６号
千葉県船橋市本町２丁目17番４―501号
債務者　矢野　豊彦
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第８７８号
千葉県船橋市本中山３丁目１番１―401号
債務者　内村　悦子
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第８７９号
千葉市花見川区幕張本郷６丁目２番12―102号
債務者　鶴岡　弘章
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第８８９号
千葉市花見川区犢橋町813番地１　メゾンフラットこてはし203号
債務者　高橋　侑史
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第８９２号
千葉県船橋市金杉台１丁目３番15棟303号
債務者　高山　一郎
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第８９９号
千葉県習志野市本大久保２丁目12番10号　サンロイヤル大久保パートⅡ106号
債務者　高橋　一代
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９０４号
千葉市花見川区武石町２丁目1017番地４　フローラル幕張102号
債務者　山中　光子
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第７６６号
広島市安佐北区安佐町大字鈴張5024番地１
債務者　棚田　照江
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２４０号
長崎県長崎市音無町12番28号
債務者　山田　信一
1　決定年月日時　平成26年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２５０号
長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷297番地６、旧住所東京都杉並区井草１丁目33番５号　金澤架設
債務者　山澤　　拓
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２６８号
長崎県長崎市若草町18番71号
債務者　国知出とし子
1　決定年月日時　平成26年12月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第６２号
熊本県玉名郡和水町上和仁1260番地
債務者　井田　勝徳
1　決定年月日時　平成26年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２６年（フ）第３３２号
沖縄県那覇市首里石嶺町２丁目227番地　サンライズ海邦301
債務者　瓜田　充男
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第３３８号
沖縄県島尻郡八重瀬町字長毛345番地　県営長毛団地３―403号
債務者　石橋　敏和
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第３４５号
沖縄県那覇市泊３丁目４番地３　ゴールデンハイツ泊504
債務者　川村　泰彦
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１０９号
北海道小樽市天神１丁目22番10号、前住所北海道余市郡余市町黒川町13丁目11番地17
債務者　照井　慶子
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第６２６号
仙台市太白区鈎取２丁目11番23号
債務者　佐藤　　淳
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係